

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案（案）

※部会資料10からの変更点に下線を引いている。

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合
には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言の
うち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続
を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる
（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案
の方式によることができることも同様である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、
磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られ
る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、
録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録
音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨
を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口
述を録音・録画等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の
氏名その他証人を特定するに足る事項を記録すること（注1）（注
2）。

② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係
るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に
一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。
以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）

(注4)(注5)。

③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足る事項を口述すること。

④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること(注6)(注7)。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) ①に規定する電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

(注3) 「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて引き続き検討する。

(注4) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により口述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

(注5) 証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)により立ち会うことができるものとするについて引き続き検討する。

(注6) ④の電磁的記録が①の遺言に係る電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改ざんを防止するため、(注2)のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注7) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造・変造・隠匿を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案
本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと（注１）（注２）。

② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文（財産目録を除く。）及び日付の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注３）（注４）。

③ ②の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注５）（注６）（注７）（注８）。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）遺言者が②の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名の電子証明書の失効情報の有無を確認するものとするとも考えられる。

（注３）②の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注４）遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

（注５）遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で遺言者の周囲の状況を、撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

（注６）①に規定する遺言に係る電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び②に規定する記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

（注７）デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、③の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令

に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、③の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものとするものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、③の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造・変造・隠匿を予防する目的で、①から③までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること。(注2)
- ③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報(電子署名に係る電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等)等)の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注3)(注4)(注5)
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が①から④までに従って行われたこと

を記録し、当該電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請情報とは、遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を、添付情報とは、それらを証明する情報を想定している。

(注3) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができる。

(注4) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注5) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

【丙案】プリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること(注1)。

② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること(注2)(注3)。

③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類(マイナンバーカード等)の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。

④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注4)(注5)(注6)

⑤ 公的機関が、保管の申請手続が①から④までに従って行われたことを記録し、当該遺言書を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請書には、遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載すること、添付書類とは、それらを証明する書類とすることを想定している。

(注3) 遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出するこ

とを想定している。

(注4) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができる。

(注5) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注6) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

2 保管制度の在り方

本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする（注1）。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注2）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

(注1) 保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要があり、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことがで

きるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

(注2) 自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとするのが考えられる。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

(1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)

遺言者が作成日(真実遺言が成立した日)を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)

公的機関が保管を開始した日を記録する。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条(遺言の撤回)、第1023条(前の遺言と後の遺言との抵触等)及び第1024条後段(遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制)を適用するものとし、同条前段(遺言書の故意の破棄による撤回擬制)については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 公的機関における保管を要件としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする(注)。

(注) 証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない(民法第1024条前段を適用する。)ものとする(注)。

(注) 遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にする

ために、特別の規律を設けることの要否について、引き続き検討する。

イ 公的機関における保管を要件とする場合（本文 1 の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。

（注）当該遺言の情報については、本文 2 の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとすることが考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

第 2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記 1 を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第 9 6 8 条第 2 項）及び加除その他の変更の際しての押印要件（同条第 3 項）を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合などを定める考え方もある。

第 3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記 2 を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

2 押印要件

- (1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。
- (2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（遺言者がある意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がある意思に基づき遺言をしたと認める場合などを定める考え方もある。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

- (1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事象も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する（注1）（注2）。

（注1）「天災その他避けることのできない事象」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事象」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事象を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として適切な範囲について、引き続き検討する。

（注2）「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事象」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

- (2) 一般隔離地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又

は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

- (3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面に関する規律については、現行法の規律を維持するものとする。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律について

現行法の規定については、維持するものとする（注１）。

- （注１） 特別の方式の遺言における押印要件（民法第９７６条第１項、第９７９条第３項、第９８０条及び第９８２条において準用する同法第９６８条第３項）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、次の案に基づく規律を新たに一つ又は複数設けることについて、引き続き検討する（注２）（注３）（注４）（注５）（注６）。

- （注２） 各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

- （注３） 各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとすることを前提としている。

- （注４） 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとすることが考えられる。

- （注５） 各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から６か月間生存するときは、その効力を生じないものとすることを前提としている。

- （注６） 船舶遭難者遺言については、本文１(１)記載のとおり、作成することができる場面を船舶遭難に限らないものとして規律を明確化することが考えられる。この場合、証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることなども含めより簡便な方式の規律を設けるなど、更なる検討を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル機器によって適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録によって作成することとし、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認した旨口述すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

と。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

第5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

以上